

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道病院事業管理者からの依頼に基づく公有財産の取得等に関する規則 (道立病院局病院経営課)	37
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	37
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	38
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (建設管理課)	41
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する告示.....	41
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)	42
道労働委員会訓令	
○北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令.....	44

規 則

北海道病院事業管理者からの依頼に基づく公有財産の取得等に関する規則をここに公布する。

平成29年5月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第53号

北海道病院事業管理者からの依頼に基づく公有財産の取得等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）からの依頼に基づき建設部長が処理する公有財産の取得、管理及び処分（以下「取得等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の依頼)

第2条 管理者は、その所掌に係る事務のため、公有財産の取得等をしようとする場合において、当該公有財産の取得等の事務を処理することが困難であるときは、あらかじめ、建

設部長と協議して、当該事務の全部又は一部の処理を建設部長に依頼することができる。

(事務の処理)

第3条 建設部長は、前条の規定により公有財産の取得等の事務の依頼を受けたときは、当該事務を処理しなければならない。この場合において、建設部長は、その依頼を受けた範囲内で、管理者の権限（支出負担行為の決定を除く。）を管理者に代わって行使することができる。

(事務の終了)

第4条 建設部長は、依頼を受けた公有財産の取得等の事務を終了したときは、管理者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、建設部長は、当該公有財産を引き渡すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年5月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二海郡八雲町・山越郡長万部町・虻田郡豊浦町・有珠郡壮瞥町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町・豊浦町・壮瞥町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
二海郡八雲町・虻田郡豊浦町・有珠郡壮瞥町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 火災の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町・虻田郡豊浦町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町・豊浦町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年5月23日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若松川（Ⅱ-72-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若松川右の沢（Ⅱ-72-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
遊園地沢川（Ⅱ-72-0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若松中の沢（Ⅱ-72-0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若松中2の沢（Ⅱ-72-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若松左の沢（Ⅱ-72-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若松左2の沢(Ⅱ-72-0120)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
シュブシュブ右3号沢(Ⅱ-72-0160)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
遊園地沢川右の沢(Ⅲ-72-004)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市若松(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面をオホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年5月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見川東2(I-7-72-2567)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市川東(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見川東4(I-7-77-2571)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市川東(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見川東5(Ⅱ-7-87-1934)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市川東(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見川東6(Ⅱ-7-91-1938)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市川東(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北見川東7(Ⅱ-7-94-1941)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市川東(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>北見川東 8 (Ⅲ-7-32-668)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市川東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見川東 9 (Ⅲ-7-33-669)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市川東</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見川東 11 (Ⅲ-7-36-672)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市川東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見川東 12 (Ⅲ-7-37-673)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市川東 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 北見若松 2 (Ⅰ-7-75-2569)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若松 (次の図のとおり)</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シュブシュブナイ左 1 の沢 (Ⅱ-72-0130)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若松 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シュブシュブ 3 の沢 (Ⅱ-72-0150)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若松 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ボンシュブシュブナイ右 1 の沢 (Ⅱ-72-0170)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若松 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 シュブシュブナイ右の沢 (Ⅱ-72-0180)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市若松 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	---

次の図のとおり

- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
若松川右2の沢(Ⅱ-72-0070-1)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市若松(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面をオホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第338号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年5月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度工事施工情報共有システムほか運用業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名 一般財団法人北海道建設技術センター
 - 住所 札幌市東区北33条東1丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額
38,232,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課
 - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第77号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年5月23日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 資格及び調達をする物品等の種類
平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
 - 契約 平成29年5月23日に一般競争入札の公告を行う八雲今金線橋梁架換工事(今金橋)仮設材(矢板その2)の賃貸借契約
 - 資格 八雲今金線橋梁架換工事(今金橋)仮設材(矢板その2)の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。)
 - 物品等の種類 仮栈橋下部工、仮栈橋上部工、鋼矢板及び切梁
- 資格要件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
過去2年間に国又は地方公共団体と仮橋又は仮栈橋に係る賃貸借契約を2回以上締結し、履行したことがある者であること。
- 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
 - 申請の時期 資格審査の申請は、平成29年5月23日(火)から同年6月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
 - 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。
 - 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5
の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8588 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9608

北海道渡島総合振興局告示第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月23日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 名 称 八雲今金線橋梁架換工事（今金橋）仮設材（矢板その2）の
賃貸借
イ 数 量 仮橋下部工（鋼矢板Ⅲ型）64トン（207日間）
仮橋上部工（鈹桁・防護柵）39.2トン（196日間）
仮橋上部工（覆工板）176平方メートル（196日間）
鋼矢板Ⅳ型L=17.0m 81枚（36日間）
鋼矢板Ⅳ型L=17.0m 29枚（179日間）
鋼矢板Ⅲ型L=13.0m 113枚（136日間）
切梁（山留材）14.5トン（30日間）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 入札説明書による。

(4) 賃 貸 借 期 間 平成29年9月6日から平成30年3月31日まで

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道渡島総合振興局告示第77号に規定する八雲今金線橋梁架換工事（今金橋）仮設材（矢板その2）の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年5月23日（火）から同年6月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入 札 日 時 平成29年7月4日（火）午後2時（送付による場合は、同月3日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9608

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of temporary bridge (substructure) 64 tons
- b Lease of temporary bridge (superstructure) 39.2 tons
- c Lease of temporary bridge (superstructure) 176 m²
- d Lease of steel sheet-pile type IV 81 sheets
- e Lease of steel sheet-pile type IV 29 sheets
- f Lease of steel sheet-pile type III 113 sheets
- g Lease of shore strut 14.5 tons

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 4, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than July 3, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道オホーツク総合振興局告示第70号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年5月23日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか1品目 全42点
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成30年3月20日（火）

(4) 納 入 場 所 紋別郡湧別町南兵村三区582番地5

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年5月23日（火）から同年6月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

(2) 入 札 日 時 平成29年7月6日（木）午前10時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(10)、(11)、(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- (3) 電 話 番 号 0152-41-0608

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Self-Propelled Reel Irrigator and 1 items 42 in total
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., July 6, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than the same time)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第1号

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年5月23日

北海道労働委員会会長 浅 水 正

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令
北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第1条の2 条例第2条第1号の2の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして委員会が定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5号に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された委員会が定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして委員会が定める文字、番号、記号その他の符号
(要配慮個人情報)

第1条の3 条例第2条第3号の2の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の委員会が定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別記第1号様式中

基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報()
心身の状況		根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会意見	その他 <input type="checkbox"/>

を

基本	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/>
----	---	---	--

的事項 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/>	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 健康診断等結果 <input type="checkbox"/> 指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/>	に改める。
個人識別符号 <input type="checkbox"/> 身体の特徴を電算化した符号() <input type="checkbox"/> 旅券番号 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号 <input type="checkbox"/> 運転免許証番号 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/>		根拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審査会意見	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	

別記第2号様式中「ときは、」の次に「開示方法を」を加える。

別記第9号様式、別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第16号様式中「担当課等」を「担当課」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。